

令和2年度第1回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和2年6月19日（金）
午前10時から

場所 丹波篠山市役所

令和2年度第1回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和2年6月19日(金) 午前10時00分～午前10時15分まで

2 開催場所 丹波篠山市役所

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(2名)

理事長 酒井隆明 (丹波篠山市長)

専務理事 森博城

(2) 書面出席(9名)

副理事長 庵途典章 (佐用町長)

副理事長 岡田康裕 (加古川市長)

理事 石井登志郎 (西宮市長)

越田謙治郎 (川西市長)

仲田一彦 (三木市長)

清元秀泰 (姫路市長)

多次勝昭 (朝来市長)

守本憲弘 (南あわじ市長)

河野勝雄 (兵庫県食品国民健康保険組合理事長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 永井克典

総務課長 久保誠

5 議 題

(1) 報告事項

- 報告第 1 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 2 号 兵庫県国民健康保険団体連合会事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 3 号 兵庫県国民健康保険団体連合会決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 4 号 兵庫県国民健康保険団体連合会綱紀委員会規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 5 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 6 号 兵庫県国民健康保険団体連合会常勤役員の給料について

(2) 議決事項

- 議案第 1 号 令和 2 年 5 月診療分の診療報酬等の概算前払実施に伴う令和 2 年度歳入歳出予算補正について
- 議案第 2 号 兵庫県国民健康保険団体連合会の特別会計一時借入金について

6 会議の概要

開 会

久保総務課長の司会により開会

議 長 選 任

規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長が議長に選任された。

議 長 酒 井 隆 明 理事長

出席者の報告

久保総務課長から報告を行った。

出席者 2 名、書面出席者 9 名

理事会成立宣言

酒井議長が宣言した。

規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言

議事録署名人の選任

規約第 35 条の規定により、森専務理事が指名された。

議事録署名人 森 博 城 専務理事

議 事

永井事務局長から説明及び報告を行った。

・報 告 事 項 (6 件)

・議 決 事 項 (2 件)

閉 会

7 議事（要旨）

久保総務課長

ただ今から令和2年度第1回理事会を開会いたします。

本日は、報告事項を6件、議決事項を2議案提案させていただきます。

なお、議決事項2議案につきましては、本来ですと、国民健康保険法第27条第1項の規定により、「収入支出の予算」及び「借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法」については、総会の議決事項であります。総会を招集する時間的余裕がないため、同法第25条第2項の規定により、理事の専決処分として取扱いさせていただきます。

では、早速ではございますが、規約第32条第1項の規定により、酒井理事長に議長をお願いいたします。

それでは、酒井理事長よろしくをお願いいたします。

酒井議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行にご協力をお願いいたします。

本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

久保総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者2名、書面出席9名、以上、過半数の出席がありますことをご報告いたします。

酒井議長

規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定により、議長が指名することになっておりますので、森専務理事さんをお願いいたします。

森専務理事

はい。

酒井議長

それでは、これより議事に入ります。

まず報告事項として、報告第1号から報告第6号までの説明をいたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

事務局長の永井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、「令和2年度第1回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」に基づき説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」を以下、本会と略させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

報告第1号から報告第6号につきましては、本会規約第34条の2の規定により、臨時急施を要し、理事会を招集する暇がございませんでしたので、令和2年3月30日に理事長専決処分を行ったものでございます。

それでは、報告第1号「本会役員給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」の改正内容に準じて、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

4ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和2年6月及び12月支給の期末手当に係る削減率を令和元年度と同様に100分の1とするもので、施行期日は、令和2年4月1日でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第2号「本会事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、本会組織体制の見直しに伴い、関係規定について所要の整備を行うため、制定したものでございます。

10ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、業務管理部を保険者支援部に名称を改めるとともに、事業課を総務部から保険者支援部に移管するもので、施行期日は、令和2年4月1日でございます。

15ページをお願いいたします。

報告第3号「本会決裁規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、本会事務局組織規程の見直しに伴い、関係規定について所要の整理を行うため、制定したものでございます。

16ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、業務管理部を保険者支援部に名称変更することに伴い、所要の整理を行うもので、施行期日は、令和2年4月1日でございます。

21ページをお願いいたします。

報告第4号「本会綱紀委員会規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由及び22ページに記載の改正の概要とも、先程の報告第3号と同様でございます。

27ページをお願いいたします。

報告第5号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

28ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、管理職手当に係る減額期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするもので、施行期日は、令和2年4月1日ござ

います。

32 ページをお願いいたします。

報告第 6 号「本会常勤役員の給料について」でございます。

令和 2 年 4 月分から令和 3 年 3 月分までの常勤役員の給料月額を定めたもので、33 ページでございますが、ただし書に記載のとおり、兵庫県の行財政運営方針に準拠し、100 分の 4.6 を減じております。

以上、報告第 1 号から報告第 6 号までの説明を終わります。

酒井議長

以上、報告第 1 号から報告第 6 号までの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、以上で報告事項の説明を終わります。

続きまして、議決事項として、議案第 1 号「令和 2 年 5 月診療分の診療報酬等の概算前払実施に伴う令和 2 年度歳入歳出予算補正について」及び議案第 2 号「特別会計一時借入金について」を一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

37 ページをお願いいたします。

議案第 1 号「令和 2 年 5 月診療分の診療報酬等の概算前払実施に伴う令和 2 年度歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、厚生労働省からの要請により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した保険医療機関等に対する診療報酬の概算前払実施について、所要の補正を行う必要があるためであり、(1) 診療報酬審査支払特別会計の診療報酬支払勘定及び(2) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計の後期高齢者医療診療報酬支払勘定が対象となります。

なお、本県における概算前払を申請した保険医療機関等は 38 機関でしたが、「令和 2 年 5 月診療分の診療報酬等の概算前払実施要綱」に規定する計算式に当てはめたところ、2 機関が概算前払の対象外となりましたので、交付対象保険医療機関等は 36 機関となります。

38 ページをお願いいたします。

「(1) 診療報酬審査支払特別会計 診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 4 億 300 万円の増、補正後の額 4,420 億 9,844 万 3,000 円でございます。

補正理由は、銀行からの借入金並びに銀行への償還金及びこれに伴う利子並びに利子の財源となります国庫補助金を予算計上するためでございます。

また、欄外に記載のとおり、新たな「款」といたしまして、歳入に 4 款「国庫支出金」を加えます。

44 ページをお願いいたします。

「(2) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 後期高齢者医療診療報酬支払勘

定」でございます。

補正額9億700万円の増、補正後の額8,604億8,128万3,000円でございます。

補正理由は、先程申し上げました「診療報酬審査支払特別会計 診療報酬支払勘定」と同様の理由でございます。

また、欄外に記載のとおり、新たな「款」といたしまして、歳入に2款「国庫支出金」を加えます。

50ページをお願いいたします。

議案第2号「本会の特別会計一時借入金について」でございます。

提案理由は、先程の議案第1号と同様、厚生労働省からの要請により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した保険医療機関等に対する診療報酬の概算前払実施について、必要となる資金を確保するため、この議案を提案するものでございます。

借入限度額は13億円、借入方法等は記載のとおりで、借入先の指定金融機関は三井住友銀行となります。

以上、議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。

酒井議長

以上、議案第1号及び議案第2号の説明が終わりでしたが、当案につきましては、質疑を省略し、採決に移ります。

議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(な し)

久保総務課長

議案第1号及び議案第2号につきましては、書面出席による理事からも書面出席状により全員賛同のご意見をいただいております。

酒井議長

では、議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

なお、議案第1号及び議案第2号は本来ですと、国民健康保険法第27条第1項の規定により、「収入支出の予算」及び「借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法」については、総会の議決事項であります。総会を招集する時間的余裕がないため、同法第25条第2項の規定により、理事の専決処分として原案のとおり決定するとともに、同法第25条第3項の規定により、次の総会で報告いたします。

以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

久保総務課長

ありがとうございました。

これをもって、令和2年度第1回理事会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

議事録署名

議長

酒井隆明



議事録署名人

森博城

